

備考（別紙1－3）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の口を■にしてください。

2「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。

3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。

4「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙 5-2)を添付してください。

5「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」(別紙 49)を添付してください。

6「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙 16)を添付してください。

7「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」(別紙 42)を添付してください。

8「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」(別紙 12)又は「認知症専門ケア加算に係る届出書((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)」(別紙 12－2)」を添付してください。
また、「認知症チームケア推進加算」については、「認知症チームケア推進加算に係る届出書」(別紙 40)を添付してください。

9「24 時間通報対応加算」については、「24 時間通報対応加算に係る届出書」(別紙 43)を添付してください。

10「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
(例)－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等

11「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

12「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」(別紙 21)を添付してください。

13 「入浴介助加算」については、「浴室の平面図等」及び入浴介助加算(Ⅰ)の要件である研修を実施または、実施することが分かる資料等を添付してください。

14「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」(別紙 22)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙 22－2)を添付してください。

15 地域密着型通所介護の「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」(別紙 23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙 23－2)を、
小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の「認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)」については、「認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)」に係る届出書」(別紙 44)を添付してください。

16「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙 38)を添付してください。

17「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」(別紙 33)を添付してください。

18「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙 25－2)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙 34)を、
地域密着型特定施設入居者生活介護の「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙 34-2)を添付してください。

19「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」(別紙 13)を、認知症対応型共同生活介護の「看取り介護加算」については、「看取り介護加算に係る届出書」(別紙 47)を添付してください。

20「訪問体制強化加算」については、「訪問体制強化加算に係る届出書」(別紙 45)を添付してください。

21「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙 14)～(別紙 14-6)までのいずれかを添付してください。

22「夜間支援体制加算」については、「夜間支援体制加算に係る届出書」(別紙 46)を添付してください。

- 23「医療連携体制加算(Ⅰ)」については、「医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書」(別紙 48)を、「医療連携体制加算Ⅱ」については、「医療連携体制加算(Ⅱ)に係る届出書」(別紙 48-2)を添付してください。
- 24「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- 看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- 25「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙 37)を添付してください。
- 26「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙 32)を添付してください。
- 27「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙 39)を添付してください。
- 28「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙 37-2)、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」(別紙 32-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙 27)のいずれかを添付してください。
- 29「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメント加算に関する届出書」(別紙 41)を添付してください。
- 30「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」(別紙 35)を添付してください。
- 31「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」(別紙 28)を添付してください。
- 32「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」(別紙 11)を添付してください。

注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考（別紙1－3）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。